

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成26年9月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 （仮称）ピアレマート十日町店
所在地 十日町市高山字水上820番地13外
設置者 株式会社スポット

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出
公告日 平成26年5月9日

3 意見の概要

(1) 十日町市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき基本的な事項

- ・十日町市の中心市街地では、「十日町市中心市街地活性化基本計画」に基づいた多くの施策が始動している中である。また、これ以上大規模小売店舗が出店すると、中心商店街の空洞化の進行や大型店の過当競争による共倒れが憂慮されるため、消費者の利便性は既に確保されていることから、出店の自粛を要請する。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

5 縦覧期間

平成26年9月19日から平成26年10月19日まで